

監 第 105 号

令和4年8月10日

南陽市長 白 岩 孝 夫 様

南陽市監査委員 青 木 勲

南陽市監査委員 高 橋 篤

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和3年度南陽市健全化判断比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月5日から令和4年8月9日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認めた。

(単位：%)

項目	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.61
連結実質赤字比率	—	—	18.61
実質公債費比率	12.0	11.9	25.0
将来負担比率	127.1	131.5	350.0

備考 「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

5 監査意見

令和3年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも実質収支が黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれ早期健全化基準を下回っている。

なお、今後とも財政の健全化に努められたい。

令和3年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和3年度南陽市資金不足比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月5日から令和4年8月9日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認めた。

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
南陽市水道事業会計	—	—	20.0
南陽市下水道事業会計	—	—	20.0

備考 「—」は、資金不足額がないことを表す。

5 監査意見

南陽市水道事業会計及び南陽市下水道事業会計について、令和3年度においては資金不足が生じていない。

なお、今後とも経営の健全化に努められたい。